

生活隊舎エレベーター保守点検

件 名	生活隊舎エレベーター保守点検				
図面名称	表紙				
縮 尺	—	作成年月日	6.2.7	図面番号	1 / 3
業務隊長	管理科長	科付専門官	施設管理	管 財	作 成 者
所 属	陸上自衛隊えびの駐屯地業務隊管理科				

仕様書

1 件名 生活隊舎エレベーター保守点検
 2 場所 えびの市大字大河平4455-1 陸上自衛隊 えびの駐屯地
 3 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は、えびの駐屯地内生活隊舎(No.110)7階用で使用しているエレベーターの機能維持のための点検作業について適用する。

(2) 点検期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 機器名・数量及び点検回数

建物番号	機器名	数量	点検回数
110号	三精輸送機製人荷用エレベーター 交流 ロープ式 7停止 600kg 9名 60m/min (付加装置 地震時管制運転装置 停電時自動着床装置 火災時管制運転装置	1台	月1回 (内訳) 6(1)による点検 1回 5(4)による点検 1回 合計 12回
	三精輸送機製乗用エレベーター 交流 ロープ式 7停止 600kg 9名 60m/min (付加装置 地震時管制運転装置 停電時自動着床装置 火災時管制運転装置	1台	

5 一般事項

- (1) 本件は、本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」及び関係法令に基づき実施する。
- (2) 不明な事項は、係官と調整のうえ実施すること。
- (3) 点検作業は、係官立会いのもとを行い、作業記録報告書を1部提出すること。
- (4) 建築保全業務共通仕様書（エレベーター）の7.2.5(b)表の年1回(1Y)による点検作業を係官立会いのもとに行い定期検査報告書を係官に提出すること。

6 特記事項

- (1) 点検は、エレベータ一点検項目により実施するものとするが、仕様書及び図面に記載なき事項といえども業務の完了に必要な事項は係官と調整のうえ実施するものとする。
- (2) 故障時等の緊急対応については、速やかに技術員を派遣し原因を確認するものとする。その際、別途経費を必要とする修繕箇所が発生した場合は、書面(見積書を含む)にて係官に提出するものとする。
- (3) 点検に当たっての修理等は建築保全業務共通仕様書7.2.2表「ロープ式、POG契約」によるものとする。但し次の事項は除く。

ア 天災及び使用者側の取扱不注意により発生した修理

イ 卷上機の一式取替え、ギヤケース取替え

ウ 電動機の一式取替え、フレーム取替え

エ 制御盤等の一式取替え、キャビネット取替え

オ 意匠部品の塗装・メッキ直し・清掃又は取替え

カ 機械の分解を必要とする点検、整備

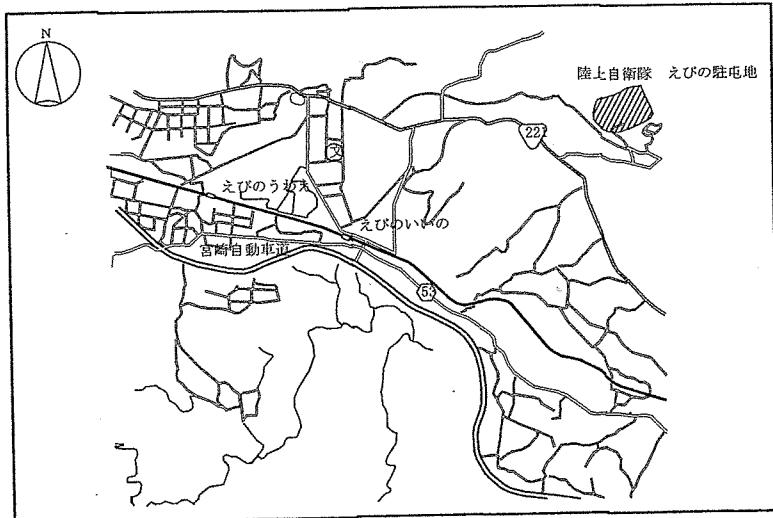
(4) 使用者側の過失による、部品の取替え及び整備等の使用者側負担作業に際しては、係官と調整のうえ、係官の指示により処置すること。

(5) 点検作業者は、昇降機検査資格者の資格を有する者とし、係官の指示に従いその写しを1部提出するものとする。

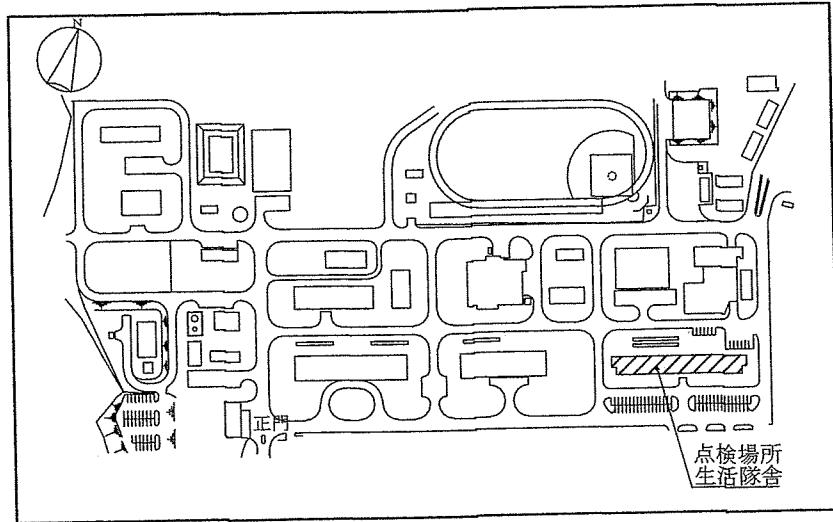
エレベータ一点検項目

- 1 機械室
制御盤、電磁ブレーキ、卷上機、卷上電動機、タコゾエネ、調速機(ガバナシ)、そらせ車
- 2 かご
着床装置、給油器、ガバトショ、非常止め装置、錐外し装置、ドアーマシ、戸閉め連動機構
- 3 塔内
各配管・繕ぎ箱、ケーブル、ワイヤーロープ、レール、つり合いおもり、リミットスイッチ、ファ付リミットスイッチ
- 4 ピット
つり合いロープ車、緩衝器、はかり装置、つり合いおもり底部すき間
- 5 乗場
乗合鉤・インジケーター、乗合敷居・ドアーチュ、扉関係(かご含む)
- 6 かご室内
照明、停電灯装置、外部への連絡装置(インターホン)、かご操作盤、かご敷居(シル・ドアーチュ)
- 7 その他
各種管制装置

件名	生活隊舎エレベーター保守点検	縮尺
図面名称	仕様書	-
作成年月日	6.2.7	図面番号
所属	陸上自衛隊えびの駐屯地業務隊管理科	2 / 3



案 内 図 S = 1 / N



駐屯地配置図 S = 1 / N

件 名	生活隊舎エレベーター保守点検	縮 尺
図面名称	案内図、配置図	図 示
作成年月日	6. 2. 7	図面番号
所 属	陸上自衛隊えびの駐屯地業務隊管理科	3 / 3